

居宅介護 重要事項説明書

1 サービスを提供する事業所および法人の概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護ステーション えんとす
所在地	〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12榎本第一ビル101号室
電話番号	0422-56-8522
障害保険指定番号	1312601196
サービスを提供する地域	武蔵野市及び近郊
第三者評価	実施予定なし

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2)事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	—	要望窓口、苦情対応、お客様へのケア	1名
サービス提供責任者	1名以上※	—	サービス提供者への指導、お客様へのケア	1名以上※
サービス提供者	※	※	お客様へのケア	3名以上※

※直近の職員現状は、ご契約時にご説明させていただきます。契約後も採用・異動・退職等により変動することがありますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(3)事業所を運営する法人

名称	合同会社 SHIIP
代表者氏名	中島 久美子
所在地	〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12榎本第一ビル101号室
定款に定めた事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、移動支援事業、保険適用外での居宅サービス事業等

(4)サービスの運営方針

当社は、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように、身体介護・家事援助・その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 サービスについての相談窓口

電話番号 0422-56-8522

(1)事業所窓口の営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日【年末年始（12月29日から1月3日）を除きます】
営業時間	午前9時から午後5時まで

(2)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日（原則として年末年始（12月29日から1月3日）を除きます）
サービス提供日提供時間	午前8時から午後7時まで（時間帯により利用料金が異なります）

※上記サービス提供日以外にサービスをご希望の方はお問合せください。

3 サービス内容

(1)居宅介護

- ①食事介助 → 食事介助、水分補強
- ②排泄介助 → 排泄介助、失禁処理
- ③更衣介助 → 寝巻や日常着の着脱等
- ④清拭 → 保清の為の全身・部分清拭
- ⑤入浴介助 → 全身浴、部分浴等
- ⑥整容 → 洗髪、整髪、歯磨き等
- ⑦体位交換 → 褥瘡予防の為の体位交換等
- ⑧移乗介助 → ベッドから車椅子への移乗等
- ⑨移動外出援助 → 歩行、車椅子、トイレ、宅内誘導、外出援助、通院・買物時の介助
- ⑩共に行う家事 → 利用者と一緒に掃除、洗濯、調理等
- ⑪その他 → 専門的調理、就寝や起床の介助、服薬の介助

(2)家事援助

- ①調理 → 調理、盛り付け、配膳、下膳等
- ②掃除 → 居宅、トイレ、浴室等
- ③洗濯 → 洗濯、乾燥、取り込み
- ④買物 → 日用品や食料品等の買い物代行
- ⑤衣服整理 → ボタン付け、整理、収納等
- ⑥薬の受取 → 処方箋薬の受取代行
- ⑦その他 → ベッドメイキング等

※訪問介護員はサービス提供の際、次の行為を行うことができません。

- ①医療行為
- ②利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

※保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられる下記事項を求められた場合には、サービス提供をお断りすることがあります。（別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービス提供することは可能です）

- ①利用者以外の洗濯、調理、買物、掃除等「直接本人の援助」に該当しない行為
- ②草むしりやペットの世話等「日常生活の援助」に該当しない行為
- ③大掃除、床のワックスがけ等「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為

4 利用料金

(1)訪問障がい支援利用料金 (単位数×10.9)

公費支給対象サービス利用は下記料金表の負担割合に準じた負担割合がお客様負担になります。

但し、給付範囲を超えたサービスは、全額お客様負担になります。

サービス内容・時間	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護					
30分未満	256	¥ 2,790	¥ 279	¥ 558	¥ 837
30分以上60分未満	404	¥ 4,404	¥ 440	¥ 881	¥ 1,321
60分以上90分未満	587	¥ 6,398	¥ 640	¥ 1,280	¥ 1,919
90分以上120分未満	669	¥ 7,292	¥ 729	¥ 1,458	¥ 2,188
120分以上150分未満	754	¥ 8,219	¥ 822	¥ 1,644	¥ 2,466
150分以上180分未満	837	¥ 9,123	¥ 912	¥ 1,825	¥ 2,737
180分921単位を超えて30分をごとに	83	¥ 905	¥ 90	¥ 181	¥ 271
家事援助					
30分未満	106	¥ 1,155	¥ 116	¥ 231	¥ 347
30分以上45分未満	153	¥ 1,668	¥ 167	¥ 334	¥ 500
45分以上60分未満	197	¥ 2,147	¥ 215	¥ 429	¥ 644
60分以上75分未満	239	¥ 2,605	¥ 261	¥ 521	¥ 782
75分以上90分未満	275	¥ 2,998	¥ 300	¥ 600	¥ 899
90分311単位を超えて30分をごとに	35	¥ 382	¥ 38	¥ 76	¥ 114

※自費サービスには消費税が発生します。

移動支援は各対象市町村料金表の別添を参照	
自費サービス(保険利用あり)※消費税込	
移動支援 (交通費・実費別途) 1時間単位	
身体あり (交通費・実費別途) 1時間単位	3850円(3500円)
身体なし (交通費・実費別途) 1時間単位	3025円(2750円)
自費サービス(保険利用なし)※消費税込	
移動支援 (交通費・実費別途) 1時間単位	
身体あり (交通費・実費別途) 1時間単位	4400円(4000円)
身体なし (交通費・実費別途) 1時間単位	3850円(3500円)

各種加算・減算

加算内容	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護初回加算（初回訪問月のみ）	200	¥ 2,180	¥ 218	¥ 436	¥ 654
緊急時訪問介護加算（緊急時のみ）	100	¥ 1,090	¥ 109	¥ 218	¥ 327
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	報酬総単位数（1月につき + 所定単位×402/1,000）				

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）の時間帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）の時間帯は50%増しになります。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、基本料金の2倍の料金を頂戴します。

(2)交通費 (1月につき + 所定単位×402/1,000)

前期1(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービス提供者が訪問するための交通費が必要になる事があります。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合、下記料金をいただきます。キャンセルの場合は至急ご連絡ください。

連絡先 0422-56-8522 担当 二木 恒星

サービス実施予定日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
連絡が遅れた場合、またはご連絡いただかなかった場合	2,750円

※但し、お客様の病変、急な入院または施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合、キャンセル料はいただきません。

※お客様のご不在によりサービス提供ができない場合にも、15分間は現地で待機致します。

この時間が過ぎてもサービス提供できない場合、サービスの中止とみなしキャンセル料をいただきます。また15分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯とします。

(4)その他

- ①お客様のお住まいで、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用
- ②料金のお支払いにつきましては、毎月15日前後に前月分の請求書を郵送いたしますので、
- ③実施記録表の複写物の交付を希望される場合、その実費をご負担いただきます。

5 サービス利用にあたっての留意事項

(1)サービスの利用開始

訪問介護契約書を締結した後に訪問介護計画書を作成し、サービス提供を開始します。原則として複数のサービス提供者が入れ替わりでサービスを提供する体制となるため、お客様

(2)サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・ サービス終了の希望日の1週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

- ・ 人員不足、事業所の閉鎖・移転等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了の1か月前までに書面でお知らせ致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合。
- ・ お客様の要介護状態区分が要支援1・2または非該当(自立)と認定された場合。
- ・ お客様が亡くなられた場合。

④その他

- ・ 前任者が退職、疾病などでサービス提供ができない場合やサービス内容または訪問時間が変更になり
- ・ 感染症などの理由により、サービス利用を一時的に休止していただく場合があります。
- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や
- ・ お客様がサービスの利用料金の支払いを1か月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず

6 事故発生時・緊急時の対応方法

(1)①サービス提供に際し、お客様に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、お客様のご家族や

②.前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、介護保険法その他関係法令

③.お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(2)お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに主治医・ご家族・居宅介護支援事業者

7 サービスに関する苦情

- (1)苦情相談窓口 担当者：山本 真史
電話番号：0422-56-8522
受付時間：月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

(2)行政機関その他苦情受付機関

- 武蔵野市役所 電話番号：0422-60-1940
東京都国民健康保険団体連合会 電話番号：03-6238-0177

8 個人情報の保護および利用

当社は、お客様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が

(1)使用する目的

- ①訪問支援計画作成の為。
- ②サービスの質や生活支援における環境向上のため
- ③生活支援相談員やサービス事業所等との連絡調整の為。
- ④施設入居や転居の支援が必要な場合、他事業者等との連絡調整の為。
- ⑤主治医の意見を求める必要がある場合や、お客様が医療サービスを希望する場合。

(2)使用にあたっての当社の注意事項

- ①個人情報の収集、使用は必要最低限とし、上記目的以外には使用しません。
- ②使用する期間は、サービス提供の契約期間に準じます。
- ③お客様の個人情報は、サービス提供終了後においても、第三者に漏らしません。

(3)お客様の権利

- ①個人情報の提供は任意です。但し、情報の提供が不十分で(1)の目的の遂行に支障をきたす
- ②ご本人が特定され得る個人情報の開示、訂正、追加、削除・消去、利用停止、関係者への
 - ・お客様ご本人又は第三者の権利利益を害する恐れがある場合
 - ・当社の業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがある場合
 - ・法令に違反することとなる場合

個人情報保護管理者

SHIIP.LLC

〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12 榎本第一ビル101

電話：0422-56-8522